

秩父市農業委員会 令和6年 第5回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年5月22日(水) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和6年5月22日(水) 午後3時08分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員11名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	欠席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	欠席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席	●		岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席	●		高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員長      ○印 会長職務代理者      ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)

議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の  
計画変更申請について (1件)

議案第24号 農地法第2条第1項に規定する農地に  
該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	江 田 直 人		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	宮 前 房 男		主 任	川 上 僚 太	書記
主 事	佐 々 木 一 輝		主 査	新 井 正 巳	
主 事 補	高 野 友 陽				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（横田 友会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（横田 友会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（横田 友会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中11名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

**議長（横田 友会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（横田 友会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

11番 富田 博明 委員 及び 12番 井原 愛子 委員、以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（横田 友会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

**江田事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。

1の番号1は、農業用施設の設置でございます。

議案書4ページ、議案第22号番号2について、計画を進めていたところ、農業用倉庫●棟を昭和●●年に建築していたが、届出を行っていなかったことが判明したため、今回改めて届出が提出されたものでございます。

以上でございます。

### 日程第6 審議議案の報告

**議長（横田 友会長）** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。



譲受人は申請地の隣接に居住しており、現在、所有する農地はございません。

●●●、●●、●●●、●の作付けを計画しております。

農作業の経験としては、プランターで夏野菜を育てたり、障がい者就労の仕事で野菜をつくっております。

現地を確認したところ、不耕作地で保全管理されていおりました。

以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1 2 番 井原 愛子委員** 1 2 番 井原です。番号 2 と 3 について意見を申し上げます。

先日、事務局と田口推進委員とで現地を確認しました。

番号 2 についてですが、譲受人は申請地の線路を挟んだ隣に住んでおられて、トラック等車両は入れられないですが、耕うん機は入れることができますので、●等を植える計画とのことで、今は荒れていますが何とか管理してぜひ有効活用していただければと思います。

また譲渡人は遠方に住んでいてなかなか農業ができないということなので、いたしかたないと思います。

●●のほうは場所として山裾で日当たりも良くはない場所ではありますが、保全管理されていて、上手く手を入れて果樹等を育てていただければと思います。

番号 3 については、譲受人宅の目の前ということなので、新規就農ではありますが、田口委員もお知り合いとのことで、しっかり農業もやられると聞き、安心した次第です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

**3 区 田口 徳行推進委員** 3 区推進委員の田口です。

先日小川主幹と井原委員とで現地を確認しました。

番号 2 ですが、●●の 2 筆については、条件はよくないですが秩父鉄道を挟んで譲受人の自宅がありますので、元はすぐ上隣の方が所有していましたが、譲渡人が相続され、前々から譲受人のことも良く知っていたため、今回話がまとまったようです。

遮断機の無い踏切を渡ることになるので、よく気を付けていただき管理していただければと思います。

また、もう 1 筆ですが、管理はしてありましたので、引き続き管理していただければと思います。

番号 3 ですが、●●●というお寺の隣の土地であります。譲受人は、地域でいろいろな活動をされている方で、農業に大変興味をもち非常に熱心な方です。申請地のすぐ隣に住んでいますので問題ないともいます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**7 番 豊田 恵男委員** 7 番 豊田です。

番号 3 ですが、譲渡人と譲受人の関係は。

**事務局（小川主幹）** 特に親戚関係とは聞いておりません。

**7 番 豊田 恵男委員** 契約の内容に「贈与」とあったので聞いてみました。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案 2 0 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第21号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(新井主査) 番号1について説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●字 ●●●畑 1筆 ●●●㎡で平成●●年●月に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●の●●●から西に、約●●●mに位置した土地です。

転用の目的は、農家住宅の敷地拡張です。

申請事由ですが、申請人は●●に従事しており、昭和●●年ころ、この土地で父が●●はじめるにあたり、●●、物置及び倉庫を建築し、●●を始めました。

その後、昭和●●年頃、規模拡大を図り、●●等を別の土地に建築しました。

その際、●●は取り壊しましたが、倉庫及び物置は、自宅の前にあることから日用品などを保管するため使用しており、今後も使用したいため、始末書添付の上で追認申請したものです。現在、倉庫及び物置は建築済で、資金計画はありません。

なお、申請地は秩父市農業振興地域整備計画において、農用地区域内の農地とされておりましたが、令和●年●月●●日付けで農用地から除外されています。

隣接農地所有者の承諾は得ており、また●●年以上現在の状態で利用されており、周辺農地への影響はないものと考えます。

●月●●日黒田委員と現地を確認したところ、宅地として利用されていました。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番 黒田です。

番号1について説明します。

概要は事務局説明のとおりです。

先日事務局と現地を確認しました。

県道から奥に自宅に自宅があり、その間に申請地があります。

たまたま申請地の隣に畑があって、そこで作業をしていた方と話をしたのですが、全く問題ないということは話していました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第22号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1と番号2について説明します。

まず、番号1について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 田 1筆 ●●●㎡の内●●●. ●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から南西に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

譲受人は現在両親の実家で生活をしておりますが、手狭となったため、申請地へ自己用住宅を建築し移り住みたいとして申請されました。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接地に農地はありません。現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

一体利用を行う宅地を含めた所用面積は合計●●●. ●●㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から南西に●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

譲受人は現在アパートに仮住まいしていましたが手狭となったため、妻の母が所有する農地に自己用住宅を建築し移り住みたいとして申請されました。

なお、申請地の一部は既に譲渡人が宅地として利用しているため、その旨が記載された始末書が添付されています。





ります。会社の備品、書類等を保管するため、倉庫用地として申請地を利用したいと申請されました。

なお、すでに平成●●年度頃から、倉庫を設置して利用してきているため、始末書が添付されております。

以上です。

**事務局（高野主事補）** 私からは、番号6と7について説明をします。

まず番号6について説明致します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●●㎡で、平成●●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から北東に約●●●●mの地点にあります。

本申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地でしたが、令和●年●月●日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

転用目的は、郵便局の建設です。

申請事由ですが、現在、●●●● 字 ●●地内にある●●郵便局局舎が老朽化により耐震性能不足であり、補強工事も不可能であることから、移転の必要があります。

旧秩父市側には●●●●郵便局、大滝側には●●郵便局があるため、可能な限り現在の所在地から近く、国道140号沿いで土砂災害警戒区域に該当しない十分な敷地を探しましたところ、このたび譲渡人との土地賃貸契約の合意が得られたことから、申請されました。

権利の種類は貸借権で、資金調達計画は整っております。

現地を確認したところ、保全管理されている状態でした。

続きまして、番号8について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●●㎡のうち、●●●●. ●●㎡で、昭和●●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●から北に約●●●●mの地点にあります。

本申請地は農業振興地域の農用地でしたが、令和●年●月●●日付で除外の決定を受けております。

転用目的は、自己用住宅です。

申請理由ですが、譲受人は現在大学教授をしており、今年度末で退職した後、本申請地に隣接する農地で●を主とした果樹園を営む予定です。

本申請地の周囲には、家を建てられるような地目が「宅地」として登記されており、かつ土砂災害警戒区域に指定されていない空地がなく、またこの条件を満たす中古物件が現在のところないということです。隣接農地と接する本申請地に居住できれば365日24時間体制で農業に従事することが可能であり、とりわけ害獣等が侵入した際にも即対応可能ということで、譲渡人とも合意を得たことから自己用住宅を建築したく今回の申請に至ったものです。

権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っております。

また隣接農地の承諾書も添付されております。現地を確認したところ、保全管理されている状態でした。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**2番 吉川 稔委員** 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

概要については、事務局の説明のとおりです。

ちょっと気になった点を申し上げますと、申請地内進入路を計画している横に、同じ筆の中に残地がありまして、残し方が変わっているんですね。

申請地の面積が●●●. ●●㎡とのことで、500㎡を下回るようにしたような印象を受けました。

現況は保全管理といいますか、緑から保全管理のような状態で、周辺は荒れている農地が多いのですが、今回このような形で利用することはやむを得ないではと思います。

皆さまのご審議、よろしく願いいたします。

**11番 富田 博明委員** 11番 富田です。番号2について意見を申し上げます。

先日事務局と現地を確認いたしました。

内容は事務局説明のとおりでして、先ほど諸報告でありました農業用倉庫の設置に絡む案件であります。

譲受人は譲渡人の娘婿さんとのことで、敷地内に家を建て農業もお手伝いすると聞きました。とても良いことと思いますので、特に問題はないのではと考えます。

ご審議よろしく願いいたします。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号3と4について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

2件とも不動産業者が入って話が進んでいるようでして、どちらも自己用住宅の建設とのことで、特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

**12番 井原 愛子委員** 12番 井原です。番号5について説明します。

概要は事務局からの説明のとおりです。

議案第20号番号2にも関連する案件ですが、当事者のお二人は同じで、踏切の手前に三角形をしたあまり広くない場所が申請地となっております、すでにコンテナを設置して会社の倉庫として使用しているとのこと。

追認案件ということで致し方ないのかなと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

**13番 新井 一雄委員** 13番 新井です。番号6、7について説明いたします。

概要については事務局説明のとおりです。

まず番号6ですが、現在の●●郵便局は大滝の玄関口にありますが、諸事情から移転を余儀なくされている状況です。

当該申請地への移転は妥当かと思えます。

次に番号7ですが、譲受人は大学教員でありまして来年から新規就農として●を主とした作付けを行うとのことです。

移住のための自己用住宅を建設したいのことで、こちらも妥当と思えます。

皆さんのご審議よろしく申し上げます。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

それでは議案第22号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第23号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について （1件）

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主任）** 私からは番号1について説明します。

議案書の6ページをご覧ください。

本案件は、令和5年第5回定例総会において審議され、同年●月●●日に建売住宅として許可された案件で、このたび許可後の計画変更が申請されました。

事業計画者である譲受人、申請地、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から南西●●●●m付近に位置している土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

計画変更の内容は、一体利用土地の面積及び建売住宅の区画数の変更です。

当初の許可では、申請地に建売住宅を●区画建築し、一体利用地である宅地の一部を譲渡人から使用貸借し、住宅への進入路を設ける計画となっていました。

しかし、許可後に譲渡人から譲受人へ、進入路として使用貸借する宅地の売却を希望する旨、また、隣接する既存のアパートから離れた位置に建売住宅の建設を希望する旨の要望がありました。

その後、要望を受けた譲受人が計画内容を見直し、宅地全体を活用し建売住宅を●区画から●区画に変更し、造成及び建築を行ったとのことです。

なお、現地は既に●区画造成が完了しており、内●区画については売却済みで住宅が建築されており、原状復旧は困難かと思われます。

説明は以上です。



合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により、現地調査を行いました。

申請者は会社員で、営農していた申請者の父が、●●年前に他界したことにより、田が山林化したため、申請されたものです。

なお、状況としては、航空写真図の南側の縦に細長い地形の●●●●番地(●●●●㎡)は一段低い位置にあり、中心から北側にかけて3筆●●●●番地(●●●●㎡)、●●●●番地(●●●●㎡)、●●●●番地(●●●●㎡)、いずれも点在する雑木の林となっており、今年の農地確認調査でも、赤判定となっておりました。

以上のことから、4筆●, ●●●●㎡については、森林化されていることや周囲の状況から、復元しても営農は困難であると判断いたしました。

以上でございます。

**議長(横田 友会長)** 暫時休憩いたします。

・・・休憩・・・

**議長(横田 友会長)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番 黒田 昭雄委員** 4番 黒田です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。担当推進委員の新井さんと岡田さんとで現地を確認しました。

笹が覆い茂っていたり、かなり大きな根元が30～40cmくらいある木が生えておりました。

とても耕作できる状態に戻すことは困難であると感じました。

ご審議よろしく願いいたします。

**5区 新井 明弘推進委員** 5区推進委員の新井です。

現地はかなり木は覆い茂っており、また盛土されたようなところでして、現在地を把握することがとても困難な状況でした。

先月申請した内容と異なっている箇所は、判断誤りでありました。

今回4筆とも山林化していることを確認しましたので、やむを得ないと考えます。

ご審議よろしく願いします。

**5区 岡田 英幸推進委員** 5区の岡田です。

先月申請した箇所となります。

余談ですが前回靴で現地に行って大変だったので、今回は長靴で行きました。

盛土をしたようで段差もあり畑に戻すことは非常に困難はと思いました。

皆さま、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。休憩をお願いいたします。

**議長（横田 友会長）** 暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

**議長（横田 友会長）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**5区 高田 忠一推進委員** 5区の高田です。

質問ではないのですが、せっかく昨年農地パトロールをタブレットを使って行ったわけですので、こういう時に活用すべきではないかと思うんですよ。

現地が分かりづらい時は余計に使えるようにするべきです。

今後タブレットを持ち歩いて現地調査ができるよう、事務局をお願いをしたいと思います。

個別に現地確認を依頼されることがあるんですが、タブレットがあれば判断状況や所有者も分かる訳ですから、大変参考になるところがあります。

ぜひご一考いただければと思います。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 賛成多数であります。よって、本案は「農地に該当しない」と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（横田 友会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和6年第5回定例総会を閉会いたします。